最終更新日：2017年9月28日

レーザーテック株式会社
代表取締役社長 岡林 理
問合せ先：常務取締役管理本部長 内山 秀 TEL:(045)478-7123
証券コード：6920
http://www.lasertec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「世の中にないものをつくり、世の中のためになるものをつくる」ことを創業の基本理念としております。お客様のさらなる強い信頼を獲得し企業力を向上させていくため株式公開を果たした後においても、この創業理念に変わりはありません。社会の変化に貢献できる顧客満足度の高い製品開発を継続し企業価値を高めていくこと、また、公開企業としての透明性を高め、経営の健全性を確保するための諸施策を積極的に取り入れ、株主、投資家の皆様から信頼される経営体制を確立し維持改善に努めていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーのご期待にこたえるものと認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4 いわゆる政策保有株式>
当社が上場株式を保有するに際しては、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することが確認できる場合を除き、いわゆる政策保有株式を保有いたしません。その保有の継続の是非に関しては、毎年検証することとします。
また、当社は議決権の行使を政策保有先の企業価値を向上させる重要な手段と捉えており、中長期的な視点で企業価値向上・株主還元向上につながるかどうかを判断基準として議決権の行使を行います。

<原則1-7 関連当事者間の取引>
当社は、取締役会規定において、「取締役による競業取引および利益相反取引」を取締役会の承認事項とし、競業取引および当社グループとの取引を行った取締役は、その取引につき重要な事実を速やかに取締役会に報告することを義務付けております。
また当社が主要株主と行う取引のうち、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要することといたします。

<原則3-1 情報開示の充実>
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念とミッション、ビジョンおよび経営戦略を会社のホームページにて公表していますので、ご参照下さい。
http://www.lasertec.co.jp/company/greeting/index.html
http://www.lasertec.co.jp/ir/plan/strategy.html

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載の通りです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与、ストックオプションで構成されております。月額報酬は、社会情勢や当社の事業環境を考慮の上、役位、職責に応じて、賞与及びストックオプションは、当期の業績を勘案し、個人の役位、職責と業績評価により決定されます。代表取締役社長は、取締役会の一任を受けて、諮問機関である報酬委員会の意見を踏まえた上で、それぞれの報酬額を決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社では、取締役および監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。
上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補および監査役候補については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知の参考書類」に記載しております。

<補充原則 4-1-1取締役会から経営陣への委任の範囲>
当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について取締役会規定に定め、取締役会において判断・決定しています。
前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、担当役員等に委任し、取締役会はその役員等の職務執行の状況を監督します。

<原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用>
当社は、優れた能力と経験を備えた独立社外取締役2名以上を選任しております。各独立社外取締役は、広い見識と有益な専門知識を有しており、会社の持続的な発展に寄与しております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

社外役員(社外取締役および社外監査役)候補者の選任にあたっては、当社は以下の基準に基づき独立性を判断します。
(1) 現在または過去10年間において当社グループの取締役，監査役，執行役，執行役員または使用人ではない。
(2) 大株主との関係
当社の議決権所有割合10%以上の大株主（当該大株主が法人の場合は、当該法人の取締役，監査役，執行役，執行役員または使用人）ではない。
(3) 主要な取引先等との関係
以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役，監査役，執行役，執行役員または使用人ではなく，また，過去10年間において業務執行取締役，執行役，執行役員ではない。
・当社グループの主要な取引先（過去3年の各事業年度にわたって取引額が当社の連結売上高の5%以上を占めている）
・当社グループを主要な取引先とする企業（過去3年の各事業年度にわたって取引額が取引先の連結売上高の5%以上を占めている）
・当社グループの主要な借入先（当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その年間借入平均残高が当社の総資産の2%を超える）
(4) 専門的サービス供給者との関係（弁護士・公認会計士・コンサルタント等）
当社から役員報酬以外に，年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士，公認会計士，コンサルタント等ではない。
(5) 会計監査人との関係
当社の会計監査人の代表社員，社員ではない。
(6) 当社から寄付又は助成を受けている団体との関係
当社から年間1千万円を超える寄付 又は助成を受けている団体の役員、使用人ではない。
(7) 近親者との関係
当社グループの取締役，監査役，執行役員またはこれらに準じた重要な使用人の配偶者もしくは2親等内の親族ではない。

<補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方>
当社取締役会は、専門知識や経験等の異なる取締役でバランス良く構成し、多様性を確保するよう努めております。また迅速な意思決定が行えるように、定款にて取締役の人数を10人までと定めております。

<補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況>
当社役員が、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲にとどめることとし、その主な兼任状況について「株主総会招集ご通知の事業報告」に記載しております。

<補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価>
当社は、取締役会が適切に機能しているか検証するため、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行いました。
1．評価の方法
2017年6月期における取締役会の実効性を分析・評価するため、6月に全ての取締役及び監査役にアンケートを実施し、その結果をもとに、7月の取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について議論を行いました。
＜アンケートの主な項目＞
(1) 取締役会の規模・構成・多様性
(2) 取締役会の運営状況（開催頻度、審議時間、付議事項、説明資料等）
(3) 取締役の参加状況（理解度、積極的議論等）
(4) 取締役会によるモニタリング、監督
(5) 監査役監査
(6) 株主、投資家との関係
2．評価結果の概要
アンケートの分析結果およびそれに関する取締役会での審議を通して、以下の点から、当社の取締役会はその役割を適切に果たし、取締役会の実効性が確保されていると評価いたしました。
・取締役会は、その役割・責務を果たすために適正な規模、構成、多様性等を備えている。
・取締役会の開催頻度や、取締役会に上程された議案の数、内容、審議時間等は概ね適切である。
・取締役会では、社外取締役・社外監査役を含めた出席役員より積極的な意見が提示され、十分な審議が実施されている。
・取締役（会）は、事業の執行状況を効果的にモニタリングし、取締役相互および経営陣の監督の役割・責務を果たせている。
・取締役（会）は、会社の経営戦略、事業計画等を理解した上で、その策定及び修正にあたり適切に関与できている。
・監査役監査の内容および結果が取締役会に対し適切に報告され、議論がなされている。
・投資家および株主の当社に対する評価や意見について、取締役会で適切に報告や分析がなされている。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針>
取締役、監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部機関の研修等も活用しています。社外取締役および社外監査役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について個別に説明の機会を設けております。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>
当社は、当社の経営方針や経営状況を分りやすく説明し、株主の理解が得られるよう努めるとともに、会社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上のため、株主との建設的な対話を促進しております。
当社は、代表取締役社長およびIR担当役員が中心となって、特に長期的な企業価値向上に向けた視点で対話できる機関投資家との対話を積極的に推進いたします。
実際の株主、投資家との対話にあたっては、財務経理部門と連携・協力し、IRを管轄する企画部門（経営企画室）が決算説明会と個別面談の窓口となり、総務部門が株主総会の窓口となります。
当社は、各種開示資料の充実を図り、株主、投資家に正確で偏りのない情報を提供するよう努めるとともに、株主、投資家から得た意見の経営陣幹部へのフィードバックを適時行ってまいります。
対話にあたっては、社内規定の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理します。またインサイダー情報の漏洩を未然に防止するため、講習会や社内イントラネット等を通じた定期的な教育を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,506,500	5.31
レーザーテック株式会社	2,053,968	4.35
内山 靖子	2,003,200	4.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,943,000	4.12
内山 洋	1,741,600	3.69
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,504,000	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,446,800	3.06
内山 秀	1,394,000	2.95
前田　せつ子	1,293,600	2.74
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,259,000	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梶川 信宏	他の会社の出身者								△			
海老原 稔	他の会社の出身者								△			
下山 隆之	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶川 信宏	○	社外取締役の梶川信宏氏は、10年以上前に東京エレクトロン株式会社に勤務し、その子会社の出身者であります。当社と東京エレクトロン株式会社の取引関係は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額および取引頻度ではなく、東京証券取引所が定める独立性の判断基準および当社が定める社外役員の独立性の判断基準を満たしております。	半導体・FPD製造装置のビジネスに携われた経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。　当社と梶川信宏氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考えております。

海老原 稔	○	社外取締役の海老原稔氏は、アジレント・テクノロジー株式会社出身者であります。当社とアジレント・テクノロジー株式会社の取引関係は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額および取引頻度ではなく、東京証券取引所が定める独立性の判断基準および当社が定める社外役員の独立性の判断基準を満たしております。	半導体・FPDをはじめとする様々な業界の計測及び分析装置のビジネスと経営に長く携われた経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。当社と海老原稔氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考えております。
下山 隆之	○	社外取締役の下山隆之氏は、当社の取引先である現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を15年以上前に退社しており、その後、同行及び当社と特別の関係にない企業に在籍しておりました。下山隆之氏は、同行の意志に影響される立場にはなく、東京証券取引所が定める独立性の判断基準および当社が定める社外役員の独立性の判断基準を満たしております。	金融機関および事業法人において長く財務および経営全般に携わられており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。当社と下山隆之氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役

補足説明

取締役の報酬については、決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、社長の諮問機関として社外取締役、常勤監査役及び社長により構成される報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から監査計画書を受領し、意見交換会を定期的に実施、また各四半期レビューおよび期末の監査結果報告を受け、積極的に意見交換及び情報交換を行い、効率的な監査の実施をはかっております。
監査役は、内部監査部門から年間監査計画書を受領し、随時に監査報告を受け、効率的な監査の実施をはかっております。また必要に応じて報告を求め、リスク等の発生を最小限に抑えるべく緊密な関係を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

齋藤 侑二	他の会社の出身者									△			
石黒 美幸	弁護士												

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 侑二	○	社外監査役の齋藤侑二氏は、10年以上前に三菱電機株式会社に勤務し、その子会社の出身者であります。当社と三菱電機株式会社の取引関係は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額および取引頻度ではなく、東京証券取引所が定める独立性の判断基準および当社が定める社外役員の独立性の判断基準を満たしております。	電気機器・電子事業のビジネスと経営に長く携わられた経験があり、その経験と幅広い見識に基づき、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただくためです。当社と齋藤侑二氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考えております。
石黒 美幸		社外監査役の石黒美幸氏は、当社との間に法律顧問等の契約関係はなく、当社と同氏の所属する法律事務所との間にも法律顧問等の契約関係はありません。また同氏はみらかホールディングス株式会社の社外取締役、および株式会社ベネッセホールディングスの社外監査役を現任されておりますが、当社とみらかホールディングス株式会社および株式会社ベネッセホールディングスとの間に取引関係はありません。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じる恐れのない、独立性の高い社外監査役と認識しておりますが、同氏が所属する弁護士事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届出を行えない旨の方針により、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。	企業法務専門の弁護士としての知識と経験を豊富に有しており、また、社外取締役として会社経営の監督に携われてきた経験もあり、かかる経験に基づく客観的・中立的な監査の妥当性を確保していただくためです。当社と石黒美幸氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成18年９月27日の定時株主総会決議に基づき、社内取締役に対する株式報酬型のストックオプションを導入しております。ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額は年額７千万円を上限としております。
発行状況は次のとおりです。
1.新株予約権の発行日 平成19年３月26日
2.新株予約権の発行総数 95個
3.新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式38,000株
4.新株予約権の払込金額 １個当たり226,300円
5.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 株式１株当たり１円
6.新株予約権の行使期間 平成19年３月27日から平成39年３月26日

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

業績向上と株価上昇への意欲や士気を高め、株主との価値共有を進めることを目的として、社内取締役に対する株式報酬型のストックオプションとして導入したものであります。新株予約権の主な行使条件として、権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失した後５年間に限り行使できることにしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告においては、取締役と監査役のそれぞれについて人数とその報酬総額、また、社外取締役と社外監査役のそれぞれについて人数とその報酬総額を開示しております。有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、社外役員の区分に応じて、各々の報酬総額等を開示しております。また、報酬総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、社長の諮問機関として社外取締役、常勤監査役及び社長により構成される報酬委員会を設置しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡は総務部が担当しております。社外監査役との連絡は監査役会事務局が担当しております。また、社外取締役及び社外監査役は、各種会議に出席し、重要情報は適時入手できる体制となっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、人員及び事業の規模、また実際の監査が十分機能していることに鑑み、監査役会設置会社の制度を維持しております。また、企業の透明性、経営の健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任することとしております。
取締役会は法令・定款で定められた事項のほか、事業計画の決定その他重要な業務に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。取締役の任期は、各事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため1年としております。取締役会は迅速な経営判断ができるように毎月１回定例開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項などの報告・決定を行っております。
業務執行に係る重要案件については社長の諮問機関として経営会議を設置しており、月１回開催しております。このことにより、案件の決定の適正化を支援するとともに業務執行の意思統一をはかっております。経営会議規定により、監査役及び社外取締役の経営会議への出席権と意見陳述権を保障し、経営判断に対する監視・監督機能に漏れのない体制としております。
取締役の報酬については、決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、社長の諮問機関として社外取締役、常勤監査役及び社長により構成される報酬委員会を設置しております。
監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議への出席、その他の会議への積極的な参加、取締役等からの職務執行状況の報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査、内部統制システムの監視及び検証等により厳正な監査を実施しております。
会計監査人は監査法人トーマツを選任しており、財務諸表の適正性と信頼性確保に努めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の制度をベースに、当社と利害関係がなく、かつ一般株主の代弁者となり得る独立した社外取締役を選任することにより取締役会の機能を高めることをコーポレート・ガバナンスの中核とする考えに基づいて、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に発送することにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期は6月末であり定時株主総会は9月に開催しております。定時株主総会の開催日が集中日ということはありません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	議決権電子行使プラットフォーム、東京証券取引所および当社のホームページに招集通知の日本語版と英語版（要約版）を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に「情報公開方針」として掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、8月と2月に東京にてアナリスト向け決算説明会を開催。会社概要、決算内容、新製品のトピックスなどについて、社長より説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として毎年、欧州、北米、アジア地区の海外機関投資家を訪問し、会社概要、決算内容、新製品のトピックスなどについて、社長より説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージ、決算短信、IRスケジュール、株価情報、その他適時開示資料等を掲載し、またIRに関する一般株主様からのWebによるお問い合わせ欄を設けております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員のほかに、IRを担当する部署（経営企画室）を設置しております。	
その他	アナリスト、機関投資家との個別取材などを実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	レーザーテック企業行動指針において、株主、お客様、地域社会及び従業員等ステークホルダーに対する行動指針を明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社ホームページに「環境・社会活動(CSR)に対する考え方」として、当社の行動指針と活動を掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時、適切な会社情報を正確かつ公平に提供することを方針とし、証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行っております。また、当社ホームページに当社に関するニュースを積極的に掲載しています。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児および介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

I. 業務の適正を確保するための体制
　当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備する。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社の経営上の重要事項は、法令、定款及び取締役会規定に基づき、毎月開催する定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に付議される。
(2)取締役社長の諮問機関である経営会議については、経営会議規定により監査役及び社外取締役の出席権を保障し、議事に関し意見を述べることができるものとする。
(3)監査は、法定監査のほか、社長直属の監査室が内部監査規定に従い内部監査を実施し、是正が必要な事項については、社長が被監査部門の責任者に対して是正措置及びその結果報告の指示を行う。
(4)コンプライアンス全般の管理については、コンプライアンス管理規定に基づいて、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス管理に関する当社の基本方針を明確にするとともに、コンプライアンスに係わる問題に役員及び従業員が直面した場合の対応上の基本義務、業務遂行上の公正な行動や判断･評価の基準となるべき管理･行動基準、組織としてのコンプライアンス管理及び内部通報体制の制度化等を明確にし、適正な運用を図る。
(5)財務報告の信頼性に影響を与える業務上の不備、不正を防止するため、経理その他財務報告に直接または間接的に関係する業務の統制体制の改善を継続する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る意思決定及び報告に関しては、決議･執行事項の所管に応じ取締役会規定及び経営会議規定に基づき、取締役会議事録及び経営会議議事録に記録し、法律及び規定に定める期間保存する。その他の業務決裁事項に関しては、決裁規定に基づき決裁書類を作成し、規定に定める期間保存する。
(2)業務に関わる文書の整理、保管、保存及び廃棄の取り扱いは、文書管理規定に従うものとし、文書はいつでも取締役および監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供することができるよう整理しておくものとする。
(3)文書、電磁的記録及び情報システム等を情報資産として安全に保護する体制に関しては、情報セキュリティ管理規定に基づいて管理する。

3.当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)事業遂行に伴う損失の危険については、事業の経営計画及び予算の策定において適正に評価し、損失の有無、程度等の判断については、毎月の取締役会及び経営会議において必要に応じ審議し対策を決定する。また、資金の運用等については、経理規定等に基づき適正な運用を図るとともに、その運用実績については定期的に取締役会に報告する。
(2)天災、病疫その他不可抗力による会社資産の損失や人身に対する危険の発生等、危機状態への対応については、危機管理規定に基づいて、社長を本部長とした対策本部を直ちに設置し、損失の顕在化及び拡大防止を図り、損失を最小限に止める体制をとる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会の意思決定･業務監督機能を充実させるため社外取締役を選任するとともに、業務執行取締役の職責を強化し、業務執行における意思決定過程の簡素化を図ることにより、経営環境の変化に機敏に対応し、業績の持続的向上を目指すものとする。
(2)業務の運営においては、組織規定及び職務分掌規定に基づき各部門の職務分掌を明確に定め、また、職務権限規定及び決裁規定に基づき職位者の業務遂行上の責任と権限を明確にすることにより、業務の確実かつ効率的な運営を行う。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)関係会社の経営管理については、関係会社管理規定に基づき管理統括者を置くものとし、各会社の管理業務は管理統括者が当社内関連部門の協力を得て遂行する。
(2)関係会社管理規定に定める各会社に関わる重要事項については、各子会社の代表者または管理統括者が指名した子会社の役職者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとする。
(3)内部通報制度は子会社にも適用する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役より、補助すべき使用人の要請がある場合には、迅速に必要なスタッフを置くものとする。その場合、スタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
(2)監査役は当該スタッフに対して、監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、当該スタッフは監査役の指示に反して、取締役の指揮命令を受けない。

7.当社及び子会社の取締役、役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役、役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、あるいは役職員による違法や不正を発見した場合は、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。
(2)当社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役、役員及び使用人に職務執行に関する報告を求めることができるものとする。
(3)　当社の監査役への報告に関してはコンプライアンス管理規定の通報者保護規定を適用し、当該報告を行った当社及び子会社の取締役、役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇、契約解除その他いかなる不利な取り扱いを行わないものとする。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
(2)監査役は監査法人及び内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備しております。

1.当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、すべての役員･従業員に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の交流･関わりをもつことを禁止する。

2.反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。
(1)反社会的勢力の関係者から接触を受けた時はただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、何らかの要求を受けたときは毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対処する。
(2)企業防衛対策協議会への加盟を継続し、平素から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

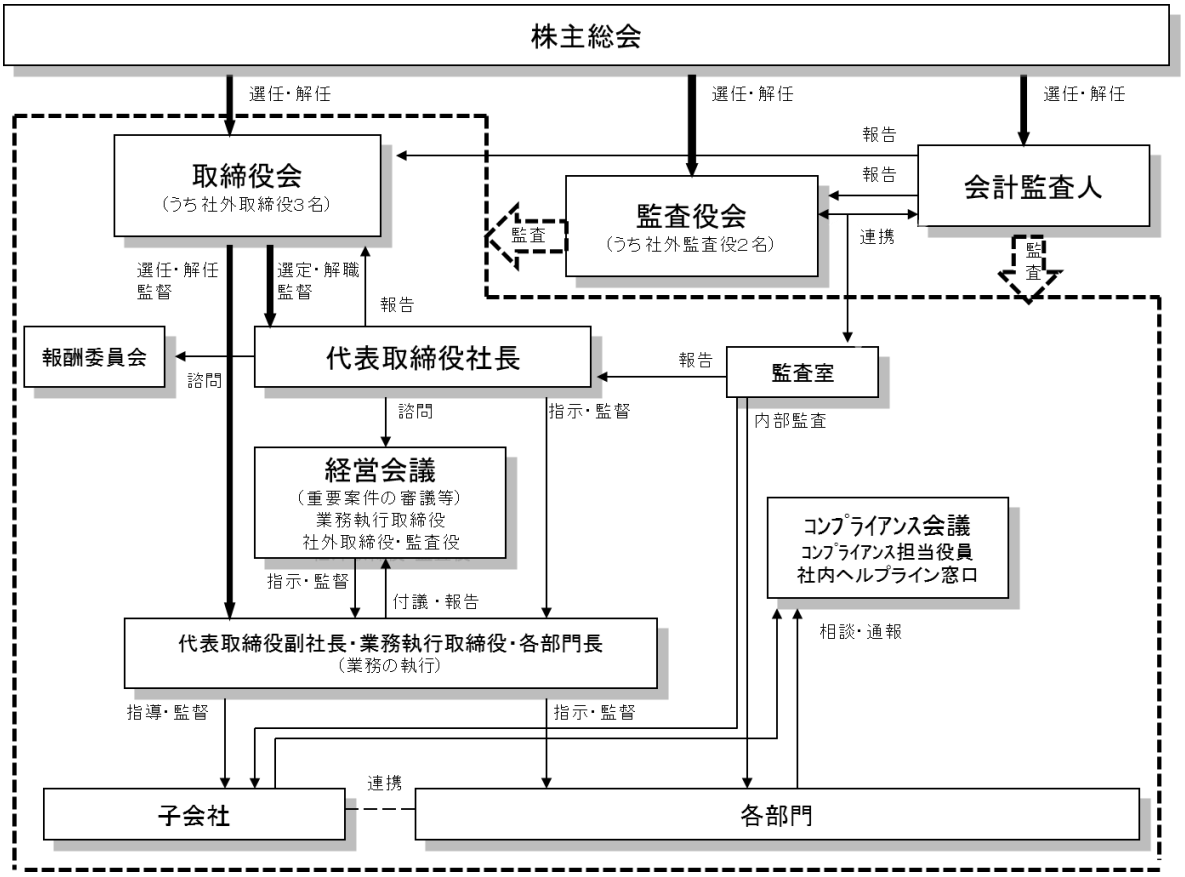
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

ガバナンス体制図


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
報告
取締役会
（うち社外取締役3名）
監査役会
（うち社外監査役2名）
会計監査人
監査
連携
監査
選任・解任
監督
選定・解職
監督
報告
報酬委員会
諮問
代表取締役社長
報告
監査室
諮問
指示・監督
内部監査
経営会議
（重要案件の審議等）
業務執行取締役
社外取締役・監査役
コンプライアンス会議
コンプライアンス担当役員
社内ヘルプライン窓口
指示・監督
付議・報告
相談・通報
代表取締役副社長・業務執行取締役・各部門長
（業務の執行）
指導・監督
指示・監督
連携
子会社
各部門

適時開示手続きフロー図

